

告示

埼玉県告示第三百九十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の者を認定液化石油ガス販売事業者として認定したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元裕

住所	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	認定年月日
埼玉県富士見市大字 鶴馬二千六百八番地七	株式会社エフテック・ コーポレーション 渡邊毅人	令和五年三月三十日